

環境ニュース No.12 p1~15

廃棄物処理・リサイクル事業の省エネ技術 環境省が選んだ8件の実証事業

2015年7月28日掲載

環境省は、3Rの進展とCO2排出削減が期待できる「低炭素型3R技術・システム」の有効性を検証することを目的とした実証事業に、[パナソニック](#)、[豊田通商](#)など8件を選定した。

これは、循環型社会と低炭素社会の統合的実現に向けて、「平成27年度低炭素型3R技術・システム実証事業」として行われるもの。本事業の公募に20件の応募があり、事業における環境改善効果の評価方法、実現した場合の環境改善効果の見込み、連携の妥当性等の観点から、有識者で構成される評価検討会により申請者からヒアリングを行い、厳正なる審査を行った。

「平成27年度低炭素型3R技術・システム実証事業」は以下の通り。

- [パナソニック](#)（大阪府門真市）
家電リサイクルにおける自社開発の省エネ破碎システムを用いた高効率解体工程の実証
- 太平洋セメント（東京都港区）
低温加熱脆化技術による省エネ型高度選別マテリアルリサイクルシステムの開発
- [レノバ](#)（東京都千代田区）
使用済太陽光パネルユニットの新たなリサイクル、リユースシステムの構築実証事業
- ユーパーツ（埼玉県熊谷市）
自動車リサイクルシステムの効率化に向けた事前合意型リユース部品生産・供給モデルの実証事業
- [豊田通商](#)（愛知県名古屋市）
ミックスプラスチックの高度選別、コンパウンドによる工業製品化事業
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（東京都港区）
自動車リサイクルの全体最適化を念頭においた解体プロセスの高度化実証事業
- いその（愛知県名古屋市）
動静脈の連携による自動車樹脂部品リサイクルスキームの構築
- [豊田通商](#)（愛知県名古屋市）
ASR（Automobile Shredder Residue）から材料リサイクルを図る仕組みづくり
リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組み、レアメタルなどの有用金属の回収および水平リサイクルなどの高度なリサイクルの推進は、廃棄物の減量に資するだけでなく、天然資源の消費を抑制するものだが、現時点では十分に行われているとは言えない。
また、これらの取り組みはCO2排出削減やコストダウンにも資する可能性がある一方で、その実現可能性や削減効果については十分な検証がなされていない。加え

て、地球温暖化問題等を背景に、製品の軽量化などにより性能が著しく向上し、または新素材・技術などが用いられるなど、リサイクルを取り巻く環境は一層複雑化している。

そうした中で、事業性が高くかつ実効性のある取り組みを進めるためには、関連事業者の連携や集約化によるスケールメリットを働かせることが重要と考えられる。

石綿解体工事の実態 ～今後目指すべき規制強化の方向性～ 白石 遼

2015年7月27日号掲載

2015年は[アスベスト](#)問題が社会問題化するきっかけとなったクボタショック（05年6月29日）からちょうど10年の節目となる。クボタショック以降、アスベストの規制は年々強化されてきた。[大気汚染防止法](#)や石綿障害予防規則では、アスベスト建材使用時期に建てられた建築物や工作物等の解体時には事前調査が義務付けられているが、この事前調査でアスベスト建材が見落とされている事案が問題視されている。

この見落としの原因は大きく3つに分けられる。その3つは「実施されたが見つけれなかった」、「実施し、見つけたが無かったことにした」、「そもそも事前調査が実施されていない」である。

フッ素・ホウ素などの排水基準、畜産農業・下水道業など8業種で強化

2016年6月20日掲載

[記事を保存](#)

環境省は6月16日、[水質汚濁防止法](#)における暫定排水基準について、「粘土かわら製造業」での一般排水基準への移行、「畜産農業」や「下水道業」など7業種での規制強化を含む省令の改正について発表した。

改正されたのは以下の3点。

1. 現在暫定排水基準が設定されている13業種のうち、1業種（粘土かわら製造業）は暫定排水基準から一般排水基準へ移行。
2. 残る12業種のうち7業種は、一部の項目について現行の暫定排水基準を強化。
3. その他5業種は現行の暫定排水基準を維持し、適用期限を3年間延長。

基準が変更される業種

- 粘土かわら製造業
- 畜産農業
- ほうろう鉄器・うわ薬製造業
- 電気めっき業
- 貴金属製造・再生業
- モリブデン化合物製造業
- バナジウム化合物製造業
- 下水道業

猶予としての「暫定」基準が厳しくなっていく

2001年7月1日より水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、以下3点の一般排水基準が適応された。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

業種	業種名	適用期限		備考
		ほう素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	
農林業	畜産施設	10	8	
	農産物の生産	10	8	
	農産物の生産(1ha以下)	10	8	
工業	食品工業	10	8	
	紙及び紙製品の製造	10	8	
	印刷製版業	10	8	
	印刷製版業(100㎡以下)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
	印刷製版業(100㎡以上)	10	8	
その他	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	
	温泉分野	10	8	

1. ほう素及びその化合物 (mg/L)
 ※1 10 (230) ※2
 2. ふっ素及びその化合物 (mg/L)
 ※1 8 (15) ※2
 3. 硝酸性窒素等 (mg/L)
 100

[業種ごとの変更内容 \(PDF\)](#)

[\(※クリックで拡大\)](#)

- ほう素及びその化合物：10mg/L ※1 (230mg/L ※2)
- ふっ素及びその化合物：8mg/L ※1 (15mg/L ※2)
- 硝酸性窒素等：100mg/L

※1：海域以外の公共用水域に排出されるもの。 ※2：海域に排出されるもの。
 その際、この基準に直ちに対応することが困難な40業種には、3年間の期限で暫定排水基準が設定された。その後3年ごとの見直しを経て、現在13業種については、いまだ暫定排水基準が設定されている。

今回の改正は、現行の暫定排水基準が2016年6月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるもの。

また、改正に先立ち2016年3月22日（火）から2016年4月20日（水）に「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見募集を実施した。温泉分野3件、工業分野1件の合計4件（3個人及び団体）の意見が寄せられた。結果や、意見に対する環境省の考え方は下記リンクを参照。

【参考】

環境省 - [「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布](#)

[温暖化の影響を受ける果樹 適応策で勝ち組産地に](#)

[エネルギー消費量の多い空調機器の熱負荷軽減対策を考える \(機器別分析 10\)](#)

800万トンの災害廃棄物、たった3年で85%のリサイクルを完了

2015年8月19日掲載



災害廃棄物中間処理施設（焼却施設）

「第13回 産学官連携功労者表彰」の国土交通大臣賞に、宮城県、東北大学などによる「巨大災害による膨大な**廃棄物** 世界初の大規模リサイクル利用」が選ばれた。災害廃棄物を新しい技術で有用な土木資材にリサイクルする取り組みだ。

東日本大震災により石巻ブロックでは110年分（800万トン、東京ドーム8杯分）の廃棄物が発生したが、同地域にはこの量を受け入れる最終処分場がないため、[鹿島建設](#)（東京都港区）など9社で構成する特定共同企業体で災害廃棄物のリサイクルを実施した。造粒固化技術により廃棄物を有用材にすることで、発災後3年で処理を完了し、リサイクル率は85%を達成した。

受賞者は、宮城県 環境生活部参与（当時）松崎富士夫氏、東北大学工学部客員教授（当時）竹村公太郎氏、石巻ブロック災害廃棄物処理業務特定共同企業体所長（当時）佐々木正充氏。なお8月28日に東京ビッグサイトにて表彰式が開催される。

「巨大災害による膨大な廃棄物 世界初の大規模リサイクル利用のポイント」は下。

焼却灰のリサイクルには造粒固化処理

「造粒固化処理」とは、粉体・泥状物に結合剤、添加剤、固化剤などを加えることにより粒子を結合・固化させ、比較的大きな粒子とする処理。今回使用した新しい処理技術では、焼却主灰にセメントを加え、さらに有害な重金属の溶出を抑制する薬剤を添加して攪拌することで、土木資材として活用できる造粒固化物を製造した。この造粒固化技術は廃棄物の焼却灰の有効利用に資する革新的技術といえる。

産官学の連携によるリサイクル

廃棄物の資源化など安全性確認は特定共同企業体、安全性の評価は大学、利用計画の策定は地方公共団体が行い、産官学の連携によりリサイクルを推進した。

将来の震災対応へのモデル、知見の伝達

首都直下地震や国外における大規模災害時における廃棄物リサイクルの基礎を構築し、今回の経験を次世代へ引き継ぐべく「災害廃棄物処理に関する今後の提言」を作成した。



(写真左) 焼却灰の造粒固化物、(写真右) 造粒固化物の石巻港埋立材としての利用状況

「産学官連携功労者表彰」は、大学、公的研究機関、企業などにおける産学官連携活動で、大きな成果を収め、あるいは先導的な取り組みを行うなど、同活動の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に対して、その功績を称えることにより、わが国の産学官連携活動のさらなる進展に寄与することを目的とするもの。

今回、国土交通大臣賞のほかにも、内閣総理大臣賞など 11 の賞が 14 件に授与されることが決定した。科学技術政策担当大臣賞には「省エネ用 Si 基板上 GaN 系パワー半導体の開発」、環境大臣賞には「データセンタの抜本的低炭素化とオフィス等への廃熱利用に関する共同技術開発」、日本学術会議会長賞には「短波長紫外 LED の開発」が選ばれた。

【参考】

国土交通省 - [巨大災害による膨大な廃棄物 世界初の大規模リサイクル利用](#)

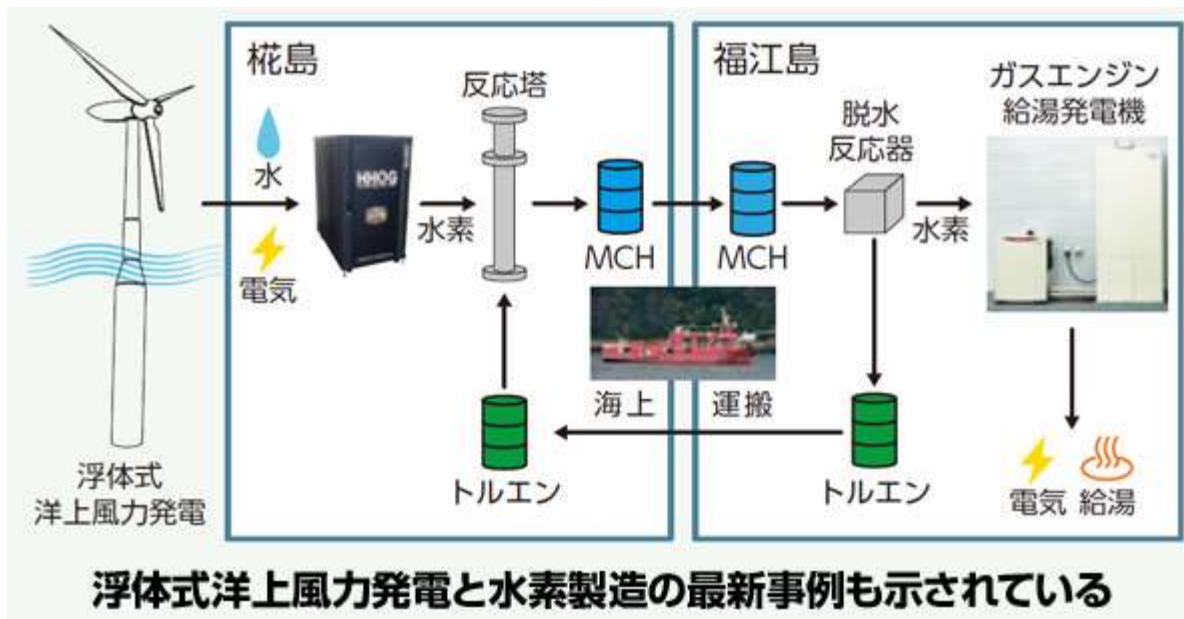
2016 年版環境白書がダウンロード可能に 各業界の定量的データなど示す

2016 年 6 月 2 日掲載

環境省は 5 月 31 日、2016 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書を閣議決定し、国会に提出した。さまざまな業界における、定量的データなどが示されている。

COP21 や 2030 アジェンダなど、「節目の年」の白書

2015 年は、持続可能な社会の実現に向けた様々な世界共通の目標において、世界的に大きな意味を持つ「節目の年」となった。COP21 で全ての国が長期目標を位置付け、温室効果ガス排出削減目標を 5 年ごとに提出・更新することを義務付けることが定められたパリ協定が採択された。



そして、国連総会では、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を踏まえ、2030年に向けた新たな世界共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択。

地球温暖化対策の新たなステージ

第1部パート1「地球温暖化対策の新たなステージ」では、地球温暖化対策について、パリ協定とその採択に至る動向を振り返りつつ、我が国の2030年度の中期削減目標の設定などの取組の進捗状況に焦点を当てている。白書には産業部門や住宅部門、運輸部門などへの対策方針も記載されている。

例えば、産業部門では、モノのインターネット（Internet of Things、「IoT」を活用したFEMS（Factory Energy Management System）などによるエネルギー消費の「見える化」を通じた設備の運用改善や、自動制御などの工場のエネルギー管理の必要性を示唆。

住宅部門でも、省エネリフォームを推進し、高効率給湯器（CO₂冷媒HP給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池、太陽熱温水器）や住宅のエアコンや照明などのエネルギー消費機器と太陽光発電システムなどの創エネ機器と蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化するホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）を導入し、エネルギー消費量を削減していく必要を述べている。

運輸部門では、次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・CNG自動車など）を導入する必要性が記載されている。今後もより一層最新技術を採用・導入することが期待されている。

被災地の復興と環境回復の取組

パート2「被災地の復興と環境回復の取組」では、東日本大震災からの環境回復の状況や復興に関する取組などを取り上げている。自然植生が減少している一方、荒地化は収まっているなど、具体的なグラフを通して福島復興を認識できる。

2年間で8,957件耕作が再開された

図1-2-4 除染特別地域における除染の進捗状況 (平成28年3月末時点)



資料：環境省

表1-2-3 除染特別地域における除染実施率 (面的除染が完了した市町村は除く) (平成28年3月末時点)

	実施率 (%)			
	宅地	農地	森林	道路
南相馬市	88	33	58	39
富岡町	100	98	100	99.7
浪江町	48	37	75	68
飯館村	100	55	86	48

注1：田村市、大熊町、楡葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町の面的除染は完了
 注2：実施率 (%) は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為 (除草、堆積物除去、洗浄等) が終了した面積等が占める割合であり、今後の精査によって変わり得る
 注3：南相馬市の宅地の除染については、平成27年度までに除染を実施できる条件が整ったものについて完了している
 注4：実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない
 資料：環境省

除染の進捗状況が記載

主な課題に関する取組の進展

パート3「主な課題に関する取組の進展」では、持続可能な開発のための2030アジェンダを始めとする新たな目標や国際的な枠組みと、関連する我が国の国際的・地域的取組に焦点を当てている。

事例の1つに、循環型社会が取り上げられる。本稿では、循環型社会の課題として、廃棄物・リサイクルのみへの対策を講じていたことが反省としてあげられている。そこで、今後はIoTやシェアリングエコノミーなどを利活用して、製造から廃棄まで一貫した循環をする必要があると述べている。

他にも低炭素社会や大気や水質・土壌についての環境などについても言及されており、それぞれの動向が記されている。

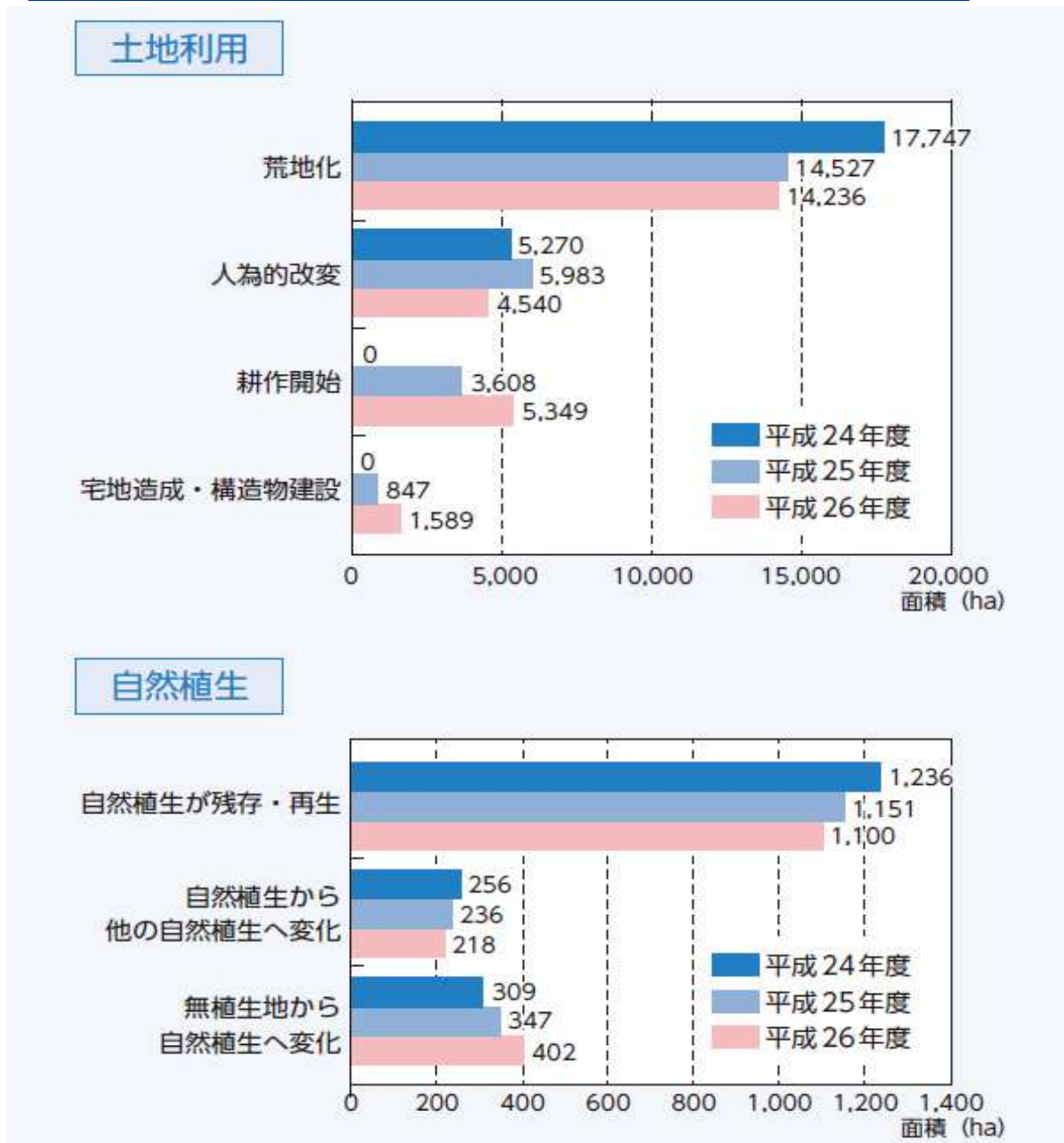
ますます高まる環境配慮への期待

COP21や2030アジェンダからわかるように、現在国際社会では環境への配慮が強く求められている。日本では今後も技術の発展に伴うCO2などの排出の抑制や水質汚濁の低減が期待されている。

【参考】

環境省 - [平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書について](#)
[エネルギー消費量の多い空調機器の熱負荷軽減対策を考える \(機器別分析10\)](#)

[過酷な環境にも耐えるLED照明が登場](#)



事件の判例に見る産廃関連訴訟の傾向と留意点 (前編) 環境ビジネス編集部

2015 年 7 月 13 日号掲載

環境保全への法的対応が重要な社会的課題となっている中、上智大学法科大学院では、「上智大学法科大学院 環境法政策プログラム (SELAPP)」を開設。SELAPP が主催する Sophia Ecology Law Seminar では、研究者だけでなく行政書士や自治体職員なども登壇し、実務者からの具体的な事例の報告を通じて、現行の廃棄物処理法がどのような制度上・運用上の課題を抱え、どのような方向に改正されるべきかが多角的に検討されている。

産廃に対する監視の目、厳しく住民とのコミュニケーションがカギ 民事訴訟

産廃関係の民事訴訟として最もシンプルな構図は、住民 vs 処理業者。住民が原告で処理業者が被告となるケースだ。民事訴訟には大きく二つのタイプがある。一つめは、損害を被ったから賠償金を払えという、損害賠償請求訴訟。もう一つは、「産業廃棄物処分場の設置、建設、操業をするな」という差止訴訟だ。

ASEAN 諸国の再エネ動向 貝塚 泉

2016年5月30日号掲載

ASEAN 諸国においても各国が再生エネルギーの導入目標を設定しており、[太陽光発電](#)をはじめとした[再生可能エネルギー](#)の導入に取り組んでいる。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスから成る ASEAN は、2000年から2013年にかけて GDP は 5.1%成長しており、電源需要が拡大する見込みである。ASEAN では表 1 に示すように、2025年までにエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーシェアを 23%とすることを目標としており、各加盟国も再生可能エネルギーの導入目標及び太陽光発電の導入目標を掲げている。

また、ASEAN 諸国の電化率は 78.7%であり、島嶼や遠隔地におけるディーゼル燃料の削減を目的とした太陽光発電の導入が進むと共に、今後は、ピーク時の需要低減や都市部での電力需要増に対応するための大規模発電所の導入がこの地域内で増加していくことが予測される。

ASEAN 諸国において最も太陽光発電の導入が進展している国はタイである。タイでは 2015 年に 121MW の太陽光発電が新設され、累積導入量は 1.42GW に到達した。エネルギー省・省エネルギー・代替エネルギー局 (DEDE) が再生可能エネルギーの導入を主導している。タイでは [FIT 制度](#) (旧制度で売電契約が完了し、未稼働の案件が対象)、1MW 未満の屋根設置を対象としたソーラー・ルーフトップ・プログラム (FIT 制度)、政府及び農業組合による太陽光発電システムを対象とした FIT 制度などで導入が進んでいる。2016 年には新たに屋根設置を対象とした自家消費のためのパイロット導入プログラムを開始し、同プログラムで 100MW を導入する計画である。この取り組みにより、これまで大規模発電所が中心であったタイ市場において、屋根設置がさらに発展することが期待されている。タイにおいて FIT 制度で経験を蓄積した開発事業者は、日本においても複数の企業が [メガソーラー](#) の開発にも携わっている。また、ミャンマーの市場開拓に乗り出している。

東京都住宅供給公社、アスベストの飛散防止策をとらずに工事したことが判明

2015年6月2日掲載

東京都住宅供給公社は、都営住宅のあき家補修工事におけるアスベスト含有建材の不適切な取り扱いについて、その経緯と発生原因、今後の対応などを発表した。

これは、都営住宅の営繕工事業務を東京都から受託している同公社が天井部分に吹付けられたひる石にアスベストの含有が確認されている都営住宅で3戸のあき家補修工事を行った際、法および条例で義務付けられた届出を行わず、また、工事業者が法令で義務付けられた飛散防止対策をとらずに天井の一部の吹付け材を撤去しさらに法に定められた適正な廃棄物の処理を行っていなかったことが判明したものの、届出が工事業者に義務付けられていた2014年5月以前の工事についても調査したところ、同様のあき家補修工事で必要な届出および飛散防止対策、適正な廃棄物の処理などが行われたことが確認できないものが51戸あり、現在、事実確認を行っている。

これらの発生原因については、あき家補修工事の発注を行う窓口センターにおいて、工事発注の際に使用している囲い込み工事が必要な住宅リストの不備、確認の不徹底があり、情報の誤認や現地確認の際の見逃しが生じたとしている。

今後について、公社および東京都は、引き続き早急に事実の把握に努め、関係当局の指示に従い、必要な措置を講じるとともに、工事関係者や入居者への必要な対策を行うとした。また、アスベスト対策工事実施状況の住戸単位での情報管理、業務実施手順の見直し・改善、工事の進行管理の徹底を図るとともに、あき家補修工事を発注している工事業者に対しても指導を徹底するとした。

なお、2014年6月以降発注の3戸については、室内および玄関前共用廊下、住宅敷地境界（屋外）のアスベスト濃度を測定した結果、すべて0.3本／リットル未満で、通常の大気濃度と同様であることを確認済み。また、2014年5月以前の51戸については、現在、工事業者に事実確認を行うとともに、関係当局に対し報告を行っている。

【参考】

[東京都 - 都営住宅あき家補修工事におけるアスベスト含有建材（天井吹付けひる石）の不適切な取扱いについて](#)
[地域に貢献する西栗倉発電所「めぐみ」](#)

[（第15回）廃棄物の計量を実現することで、廃棄物処理に革命](#)
[水道管にタービンを設置して発電](#)

[経営のスピードアップと変革を推進していくクラウド型ERPの選択 \[PR\]](#) (Oracle Japan)

G7 環境大臣会合、温暖化対策の長期戦略などで共同声明

2016年5月17日掲載

環境省は、5月15日（日）～16日（月）に富山県富山市において開催されたG7（主要7カ国）富山環境大臣会合の結果をとりまとめ公表した。本会合では、昨年採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の実施に向けた取組みが求められる最初の年であることを踏まえ、（1）持続可能な開発のための2030アジェンダ、（2）資源効率性・3R、（3）生物多様性、

(4) 気候変動および関連施策、(5) 化学物質管理、(6) 都市の役割、(7) 海洋ごみ、の7つの議題を設定・議論し、成果をコミュニケ（共同声明）としてとりまとめた。

コミュニケには、パリ協定で2020年までに提出するとされている、温暖化対策の長期戦略「長期温室効果ガス低排出発展戦略」について、可能な限り早期に策定し提出すること／ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の段階的な削減に係るモントリオール議定書改正を今年採択すること、を支持したこと等が盛り込まれている。

また、本会合では、資源効率性に関する国連環境計画（UNEP）国際資源パネル及び経済協力開発機構（OECD）の報告書が公表された。これを踏まえて、資源効率性・3Rのために協調して取り組むことで一致し、共通のビジョンやG7各国による野心的な行動等を含む「富山物質循環フレームワーク」を採択した。

コミュニケの骨子は以下の通り。

コミュニケの骨子について

(1) 冒頭

日本は、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した地域における環境回復・復興の進展の現状について説明した。

(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

昨年9月の国連サミットにおいて、2016年から2030年までを国際目標とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。これは貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする。

G7として、2030アジェンダの実施を、すべてのレベルで促進していく強い決意を表明。また、G7メンバーが協調してSDGsの環境的側面の実施に向けた行動を取ることの重要性が改めて共有され、環境問題の解決に向け、本会合後も継続して、実務者レベルでG7としての協調行動を立案していくこと等で一致した。

(3) 資源効率性・3R

G7の取組みについての進捗を確認するとともに、引き続き、資源効率性・3Rのために率先して継続的に取り組み、経済成長と天然資源利用との分断（デカップリング）を促進することで一致。また、UNEP国際資源パネルおよびOECDからの報告を受け、協調した行動によって、環境のみならず、経済成長、技術革新、資源安全保障および社会開発に多大な関連する便益をもたらすとの認識で一致。共通のビジョン、G7各国による野心的な行動、グローバルな取組みの促進、着実なフォローアップを含む「富山物質循環フレームワーク」を採択。

(4) 生物多様性

生態系サービスへの支払等の経済的アプローチを活用した生物多様性の保全についてG7メンバーの経験を基に議論を深め、結果として、経済的アプローチを進めることが重要であること等で一致した。

(5) 気候変動および関連施策

パリ協定の採択および 170 カ国以上の署名を歓迎し、各国の貢献の早期かつ着実な実施によりリーダーシップを示すことを決意。できる限り早期の協定への参加に向け必要な国内措置を講じ、他国とりわけ主要排出国にも取組みを奨励する。

また、長期温室効果ガス低排出発展戦略の重要な役割を認識し、同戦略を可能な限り早期に、かつ十分に COP21 で定められた期限内に策定し提出することをコミット。

(注) パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること等を目的に掲げる。締約国に対して、協定の目的に留意し、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成、提出するよう求めている。

低炭素社会の実現に向け、効果的・効率的な政策手段を組み合わせる国内対策をとることや、環境・社会・企業統治 (ESG) 投資の促進及び金融システムのグリーン化を通じた経済システムの転換が必要であることを認識。また、市場アプローチを含むカーボンプライシングはイノベーションおよび低炭素投資の強化に効果的な手段であり、さらには促進されるべき旨、強調した。

ハイドロフルオロカーボン (HFCs) の段階的な削減に係るモントリオール議定書改正を今年採択することを支持し、今年の ICAO 総会において世界的な市場型の措置に関する合意の重要性を強調。さらに、国内の適応を効果的に推進するための組織的対応・制度を強化することの重要性を確認。

(6) 化学物質管理

化学物質による悪影響を最小化し、適正に管理していくための取組について努力していくことの重要性を認識するとともに、2020 年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する国際的な議論の加速化に引き続き取り組むことで一致。併せて、水銀に関する水俣条約の早期発効と締約国による効果的な実施を引き続き支持することや、化学物質が子どもの健康や成長に与える影響を理解するための長期的かつ大規模な疫学調査を高く評価しつつ、子どもの環境保健に関する科学的知見の共有を推進することで一致。

(7) 都市の役割

気候変動の緩和策や適応策を含む環境保護の対策を促進するにあたり、都市の果たし得る役割の重要性が高まっていることを再確認。これまでも積極的に推進されてきた都市による先進的な取組の促進を、中央政府による取組みとあわせて奨励していくことで一致。

(8) 海洋ごみ

海洋ごみについて、昨年のエルマウ・サミットで合意された首脳宣言附属書の「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」に関して、今後の効率的な実施の重要性について再認識するとともに、G7 として、各国の状況に応じ、優先的施策の実施にコミットすることにつき一致。

さらに、G7 として、ベスト・プラクティスを共有し、G7 以外の国に対するアウトリーチ活動を促進するため、定期的なフォローアップにコミットすることに合意。

パラレルセッション「都市の役割」を開催

本会合のパラレルセッションとして、「都市の役割」を議題とした会合を開催した。本会合には、G7 各国を代表する 8 都市の市長や国際機関等が参加し、地球温暖化対策および環境保全施策の実施について、先進事例を紹介するとともに、議論を行い、別途議長サマリーをとりまとめた。

【参考】

環境省 - [G7 富山環境大臣会合の結果について](#)

COP21 で何が決まったか — パリ協定の意義と課題 高村 ゆかり

2016 年 4 月 25 日号掲載

歴史的合意たるパリ協定

2015 年 12 月 12 日、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約締約国会議

(COP21) は、パリ協定を採択した。京都議定書採択以来 18 年ぶりの温暖化防止の国際条約である。先進国、途上国の区別なく、すべての国が、削減目標を提出し、その目標達成のための対策の実施を国際的に約束する歴史的合意だ。

気候変動枠組条約が採択された 1992 年当時、人口で 20%ほどを占める先進国が世界の 70%以上の温室効果ガスを排出しており、先進国がまずは削減義務を果たす仕組みは理にかなっていた。

しかし、「削減義務を負う先進国と負わない途上国」という枠組みは、中印など新興国の排出量の増加という現実の変化にそぐわなくなった。パリ協定により、先進国が先導しつつ、すべての国が温暖化対策に取り組む国際的基盤が構築されたことになる。

東京都「建設リサイクル推進計画」を更新 オリンピック関連工事の廃棄物見込み

2016 年 4 月 22 日掲載

東京都は 15 日、「東京都建設リサイクル推進計画（2016 年 4 月）」を策定し公表した。

今回発表された計画は、都の[建設資源循環](#)の仕組みを構築し、建設資源循環に関わる全関係者が、計画的に取り組みを推進できるよう策定された。同計画では、「建設資源循環を促進するための戦略」として、建設副産物の有効利用などに関する 8 つの戦略が立てられている。その概要は下記のとおり。

1. コンクリート塊等を活用する
2. 建設発生木材を活用する
3. 建設泥土を活用する
4. 建設発生土を活用する
5. 廃棄物を建設資材に活用する
6. 建設グリーン調達を推進する
7. 建築物等を長期使用する
8. 戦略を支える基盤を構築する

これらの戦略は、建設副産物、一般廃棄物の再使用、再資源化・適正処理の方法、環境に優しい工法・機器を用いた工事、建物の長期使用、国・他県・公的研究機関との連携による基盤作りなどについて、各取り組みの方向性を示したもの。

今後、都内では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの関連工事や、リニア中央新幹線、東京外郭環状道路などの大規模工事が予定されている。また、高度経済成長期に建設された建築物、橋梁や道路など、公共建築物の改修工事による建設副産物の大量発生も予測される。これを受け、都はこの戦略策定により、建設副産物の発生抑制、リユース・リサイクル促進、再生建設資材の利用や建設発生土の有効活用を、計画的かつ組織的に推進していく計画だ。

また、都はこれまで「東京都建設リサイクル推進計画（平成20年4月）」に基づき、積極的に建設資源循環に取り組んできたが、この計画策定から7年余りが経過したため、社会経済情勢や建設資源循環を取巻く状況も変化している。同計画は、これに対応するべく、新たな仕組みづくりとして策定された。

ココイチ「一般廃棄物の処理を委託してしまったが無理強いはしていない」と釈明 2016年4月14日掲載

カレーチェーン「CoCo 壱番屋」を運営する壱番屋（愛知県一宮市）は9日、同社が社員食堂廃棄物を一般廃棄物処理の許可を持たないダイコー（稲沢市）に委託したと掲載された中日新聞朝刊の記事について、内容の一部訂正と、その事実関係について発表した。

この記事には、同社の本社社員食堂の生ごみを、一般廃棄物処理の許可をもたない産業廃棄物処理業者ダイコーに委託し、また委託にあたって無理強いをしていた旨が記載されていた。同社はダイコーにごみの処理を委託していたことは事実だが、無理強いした事実は一切なかったとし、この経緯を下記のように説明した。

同社は、2001年より、工場で排出される産業廃棄物などの処理をダイコーに委託していたが、2010年3月からは、電子マネーの対応のため、他の産廃業者に委託していたパン粉および、同社員食堂の生ごみもあわせて委託するようになった。同社員食堂の規模は、1日あたりの利用者数約140人、生ごみの量は平均約5キロ。

なお、同社は、ダイコーが一般廃棄物処理の許可をもたないことを未確認のまま、当時契約に至った理由は下記のとおり。

1. ダイコーは食品リサイクル対応(堆肥化)をしており、環境対策上より望ましいと判断した。
2. 当社の担当者と、ダイコーの担当者間で、「工場に隣接する同食堂から出る生ごみも合わせてリサイクル処理が可能か」「可能である」とのやりとりが行われた。
3. 同社担当者も、この業務が別の産廃業者から移管するということで、次に引き継ぐダイコーが一般廃棄物処理の資格を有すると思い込んだ。今回の事件は、今年1月にダイコーが同社の廃棄ビーフカツを不正転売したことから発覚したが、廃棄物処

理事業者も発注事業者も、担当者レベルまで廃棄物管理について把握し、現状を見直すことが必要だ。

環境ビジネス編集企画部が、[この不正転売事件をうけ、2月に実施したアンケート](#)でも「社内の廃棄物管理の教育」について見直しが必要と答えたのは、全体の64%にのぼった。「廃棄物業者の選定を再度行う必要がある」は56%、「廃棄物の管理体制を見直す必要がある」は52%に達した。

[\(第16回\) 廃棄物系バイオマス発電の普及とその課題](#)

[伝統技術に基づく商品づくりと食べ方の提案で発酵食文化を振興](#)

[温暖化の影響を受ける果樹 適応策で勝ち組産地に](#)

[クラウド型 ERP を活用した「おこわ職人」たちの挑戦とは? \[PR\]](#) (Oracle Japan)